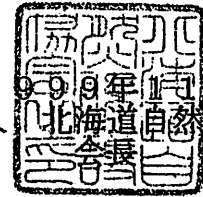


林野庁長官
伴 次雄 様

1999年11月29日
社団法人 北海道自然保護協会



京極発電所（純揚水発電所）設置計画に伴う 水源涵養保安林の指定解除に反対する意見書

国有林において、森林の公益的機能を重視するよう方向転換したことに、大きな敬意を表しております。中でも、広面積に及ぶ「水源涵養保安林」は、水源涵養のほかにも水害防止・土砂崩壊防止・土砂流出防止など多大な公益的機能を有しております。従って、その指定解除は、莫大な損失を勘案しますと、基本的になすべきことではないと考えます。

北海道京極町における京極発電所（純揚水発電所）設置計画は、水源涵養保安林の指定解除が必要です。既に、この計画に関して北海道環境影響評価審議会の答申書、北海道知事の意見が提出された段階にあります。しかし、下記の理由から、この計画は「目的に妥当性がなく、公共の利益につながらず、自然破壊が大きな計画」と考えますので、決して保安林指定解除を認めないよう、強く要望いたします。

記

1. 当該保安林の現状

発電所設置が計画されているペーペナイ川上流域には、地滑り防止区域に指定されている危険地帯がある。実際、京極発電所「下池」建設予定地付近では、右岸に合流する支流上部の地滑り地から、今夏の大雨によって大量の土砂が流出した。また、ペーペナイ川上流域の溪谷では、川床に破碎岩や泥土が流出・堆積し「かなり荒れた様相」を呈している。このことは、今後、発電所建設工事による森林伐採ではなく、水源涵養保安林として良好な森林の保護と伐採跡地の森林再生が求められる現状を示している。

2. 「自然生態系」と「地域特有の生物多様性」を破壊する

揚水発電所は、「上池」と「下池」の二つの貯水池を必要とするため、一般の水力発電所よりも自然生態系に対する影響が大きく、さらに設置された場合の将来、自然生態系への復元（老朽化ダムの撤去を含む）がより困難になる。

京極発電所設置計画では、大規模な水没と河川の分断によって、「水源涵養保安林として相当程度に守られてきた自然な生態系」が破壊され、地域に特有な遺伝子構成を持つ生物、すなわち「生物多様性」が失われることが危惧される。

とりわけ自然な森林生態系の破壊は、地球温暖化防止会議京都議定書（条約）や生物多様性条約の趣旨に反することから、大きな問題と考える。

3. 「目的の妥当性」がなく「地球環境の保全」という国際的要請に反する

揚水発電所のエネルギー効率は、約40%のエネルギー損失（送電損失などを含む）が生じるため約60%となるが、実際には出力調整を行うため、さらに低下する。この点で、揚水発電所は、火力発電所と結びつけてもメリットはなく、単独施設としても「省資源・省エネルギー」という国際的な要請に反するものである。

他方、揚水発電所は、原子力発電所との関係が明らかである。原子力発電は、負荷（電気の消費）が少ない夜間も「最大出力で一定発電」をするため、その負荷調整を揚水発電に依存せざるを得なく、また原子力発電所の緊急事故対策（負荷調整用）としても、揚水発電所が必要になるからである。

従って、事業者による「京極揚水発電所設置計画は原子力発電所と関係がなく、エネルギー資源の有効利用になる」という説明は、虚偽の疑いが大きい。

4. 北海道環境影響評価審議会における審議の限界

京極発電所設置計画に関して、既に、北海道環境影響評価審議会の答申書が提出され、北海道知事の意見が公表されている。しかし、同審議会の答申書では、新環境影響評価制度にある「代替案」、「生態系への影響」および「地球環境の保全」に関する事項

は全く除外されている。それは、「この設置計画が旧制度による申請なので上記事項に関する事業者の義務がない」、そして「計画自体は審議会への諮問事項でない」として審議が進められたからである。

ちなみに、審議会において「この設置計画が新制度の施行直前に駆け込み申請された」との委員からの指摘に対して、事務局（北海道環境政策課）は「新制度を先取りした評価書である」と説明している。確かに、事業者による評価書には「生態系への影響」など新制度の事項が多少は含まれている。しかし、以上の事実経過から、私たちは、「事業者による評価書が新制度を先取りした」と一方的な宣伝に利用してはならない、と考えている。

また、同審議会では、水源涵養保安林の公益的機能が失われた場合の環境影響評価もほとんど審議されておらず、京極発電所が生み出す「公共の利益」の程度と「環境の損失」に関する「比較秤量」が全く検討されていない。

北海道の新環境影響評価制度施行を前後した時期における審議の限界と、審議会事務局の消極的な見解（運用）が、環境影響評価がますます重要になっている現今にもかかわらず、審議を踏み込んだものにしなかった大きな理由に挙げられる。

5. 事業者による環境影響評価が極めて不十分である

事業者による評価書は、「影響は軽微である」、「目標を達成できる」などと開発行を全面肯定する記述に終始している。これに対して、審議会委員から「十分な根拠がない結論が多い」として強い批判が繰り返されたところである。審議会の答申書において「環境への影響評価が不十分である」としてモニタリングの必要性を求められた部分が非常に多いが、このことは、環境保全を重視する委員が前述の審議の限界によってそれ以上は踏み込めなかったぎりぎりの選択結果であり、また新制度直前の時期においても旧態依然とした審議手法が改善されないという危惧を持ったからと受け止めている。京極発電所設置計画は、環境影響評価が、極めて不十分なままである。

添付資料

環境影響評価手続きにおける「意見書」

環境影響評価手続きにおける「公述意見（原稿）」

北海道環境影響評価審議会に提出した「京極発電所設置計画に関する補足意見」